

令和4年2月15日

境港市議会議長 森岡俊夫 様

発議者 境港市議会議員
松本 熙
長尾 達也
安田 共子

議案第3号 「島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する
住民投票条例の制定について」に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第3号 島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例（制定）修正案

島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例（案）について、次の表の「修正前」の欄に掲げる規定を同表の「修正後」の欄に掲げる内容に、下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(投票資格者)</p> <p>第7条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、<u>年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上境港市に住所を有する者とする。</u></p>	<p>(投票資格者)</p> <p>第7条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、<u>投票日において、市に住所を有し、年齢満18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、引き続き3月以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記録されている者とする。</u></p>
<p>(期日前投票・不在者投票)</p> <p>第11条 <u>投票資格者は、前条の規定にかかわらず、公職選挙法第48条の二、第49条の規定により、第6条の告示翌日から投票日前日までの間、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。</u></p>	<p>(期日前投票・不在者投票)</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、<u>投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、第6条の告示後、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。</u></p>
<p>(投票結果の尊重)</p> <p>第18条 <u>(前半削除) 市長および市議会は、(中段削除) 当該住民投票の結果を尊重するものとする。</u></p>	<p>(投票結果の尊重)</p> <p>第18条 <u>住民投票において、有効投票総数の過半数の賛否いずれかの結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、市長は、市長が第3条第1項各号に掲げる事項について安全協定第6条の規定により意見を述べるに当たり、当該住民投票の結果を尊重するものとする。</u></p>
<p>(その他)</p> <p>第12条第2項 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、<u>公職選挙法第47条、第48条の規定により、代理投票又は点字投票をすることができる。点字投票をする投票人は、第3条第1項各号に掲げる事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と、点字用の投票用紙に、点字により自ら記載しなければならない。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第12条第2項 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、<u>規則で定めるところにより、代理投票又は点字投票をすることができる。</u></p>

第 14 条第 2 項 前項の規定にかかわらず、第 12 条第 2 項の規定による点字投票で次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成または反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自書しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの
- (6) 何も記載していないもの

第 19 条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる市の議会の議員又は長の選挙の例による。

第 14 条第 2 項 前項の規定にかかわらず、第 12 条第 2 項の規定による点字投票の効力に関する事項は、規則で定める。

第 19 条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるもののほか、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる市の議会の議員又は長の選挙の例による。